

## 豊田市農業委員会議事録

令和7年12月24日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年12月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

### <会議に付した議案>

- 議案第75号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第77号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第78号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第79号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第80号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第81号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 議案第82号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 議案第83号 地域計画の変更について

### 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

＜出席委員＞（16名）

2番 築山 正樹	3番 中川 豊	4番 中根 敏明
5番 深津 峰男	6番 近藤 和人	7番 杉浦 俊雄
8番 石川 文志	9番 梅村 逸次	10番 水嶋 広
11番 水野 省治	12番 伊藤 喜代司	13番 梅村 貢司
14番 中島 匠代	15番 加知 満	16番 伊藤 政和
17番 倉地 雅博		

＜欠席委員＞（3名）

1番 鈴木喜一郎 18番 林 如実 19番 杉田 雅子

＜事務局説明員＞

事務局長 山岡 雅史	副主幹 中根 紘子	担当長 杉本 一浩
担当長 加藤 和紘	主査 神谷 一平	主査 井上 貴道
主査 佐藤 伸宏	書記 長谷川賢斗	

(開会 午後2時00分)

事務局：豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、1番 鈴木喜一郎委員、18番 林 如実委員、19番 杉田 雅子委員以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番 深津峰男委員、6番 近藤和人委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第75号から第83号までの審議案件9件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第75号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第75号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

98番、古瀬間町の件。

担当推進委員の成田（信）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

99番、上野町の件。

担当推進委員の神谷（剛）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

100番、池田町の件。

担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

101番、若林西町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

102番、中根町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

103番、亀首町の件。

担当推進委員の林委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

104番 篠原町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

105番 伊保町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

106番 伊保町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

107番 北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

108番 大平町の件。

担当推進委員の池野委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

109番 黒坂町の件。

担当推進委員の加藤（鎌）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

110番 押井町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第75号で上程されました13件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第75号は「承認決定」されました。

令和7年議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

174番、元宮町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

続きまして、175番、宮口町の件。

駐車場・資材置場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和55年頃から、物置を置いて宅地の一部として利用していたものを、今回駐車場・資材置場への転用申請をすることでは正するものです。

続きまして、176番、栄生町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

なお、以上の3件につきましては担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

177番、畠部西町の件。

農家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できる。に該当します。

続きまして、178番、配津町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

中川委員お願いします。

中川委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

179番、永覚新町の件。

資材置場・駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

続きまして、180番、幸町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

深津委員、お願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

181番、若林東町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

近藤委員、お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

182番、上丘町の件。

太陽光発電施設の一時転用です。農地区分は、農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、183番、堤町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員：特に異議はありません。

事務局：ありがとうございます。

184番、舞木町の件。

資材置場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

本案件は始末書案件であり、平成30年4月から、今回の譲受人と別の法人が資材置場として利用していたものを、今回の譲受人であるユタカテクノス株式会社が引継いで、資材置場として利用する旨の申請により是正するものです。

梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

185番、富田町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設

で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。水野委員、お願ひします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

186番、足助町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。伊藤委員、お願ひします。

伊藤(政)委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

187番、黒坂町の件。

車両置場です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。倉地委員、お願ひします。

倉地委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第77号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第77号「農地法第5条の事業計画変更申請承認について、6番、幸町の件、変更内容は事業目的、事業区域及び事業者です。

本件は、令和7年3月12日付で宅地造成として第5条の転用許可を得ました。許可後、当初宅地造成のみ行う予定でしたが、当初申請した土地の一部について、すぐに自己用住宅の建築の着工が決まったため、今回事業目的、事業区域及び事業者の変更を内容とした事業計画変更承認願いが提出されたものになります。

なお、事業目的、事業区域及び事業者が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

深津委員お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、7番、御所貝津町の件、変更内容は事業区域です。

本件は、令和6年4月9日付で狩猟犬訓練施設として転用許可を取りました。工事を進める中で倉庫を建築する予定であった土地の地盤が建物の建築に適していないことが判明し、倉庫の建築を断念したことから許可を得た農地の一部について取り消しを行うものです。

そのため、こちらの案件につきましては、別途5条許可申請はありません。こちらの案件につきまして、事前に杉田委員から問題ない旨ご意見いただいておりますので、ご報告いたします。

以上になります。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第77号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第77号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第78号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第78号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、5番、宮上町の件。

主たる従事者の死亡のためです。担当推進委員の篠田委員からは、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件に付きまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第78号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第78号は承認、決定されました。

令和7年議案第79号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第79号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」7番、広美町の件。

担当推進委員の近藤（智）委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第79号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第79号は承認、決定されました。

令和7年議案第80号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課から説明を求めます。

農政企画課：令和7年議案第80号「農業振興地域整備計画の変更について」、11ページを御覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1番、汐見町の件、工場（制御盤）です。

本件につきましては鈴木委員は御欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題ない旨の連絡があったことを確認しております。

農政企画課：続きまして、2番、福受町の件、事務所（土木建設機械修理業）です。

続きまして、3番、福受町の件、流通業務施設です。

続きまして、4番、和会町の件、自己用住宅です。

ご意見をお願いします。

中根委員：3件ともに問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。続きまして、5番、永覚新町の件、工場（キーシリンダー等）です。

ご意見をお願いします。

深津委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。続きまして、6番、御船町の件、自己用住宅です。

梅村（逸）委員：異議ありません。

農政企画課：続きまして、7番、伊保町の件、駐車場（病院）です。

続きまして、8番、保見町の件、分家住宅です。

続きまして、9番、保見町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

水嶋委員：3件とも問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。続きまして、10番、木瀬町の件、進入路（自己用住宅）です。

ご意見をお願いします。

中島委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、11番、小町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

ご意見をお願いします。

伊藤（政）委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、12番、太田町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

なお、本件につきまして、林委員は御欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題ない旨の連絡があったことを確認しております。

農政企画課：続きまして、13番、平井町の件、中小河川改良工事（堤防嵩上げ）については農振法第10条第4項該当案件になります。

これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の「公共性が高いと認められる事業に係る施設」に該当するため、農業委員会への意見聴取の対象外となります。農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、報告させていただきます。

以上です。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見もないようですので、採決をいたします。

議案第80号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第80号は「意見なし」として答申します。

議 長：令和7年議案第81号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和8年2月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。16-1ページ、議案第81号資料①は利用権設定の総括表です。

16-2ページから16-17ページ、議案第81号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、16-1ページ、議案第81号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年2月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、332筆、33万3,858.94m<sup>2</sup>の利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第81号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第81号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第82号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第81号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、こちらは地域計画区域外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があつたため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和8年2月1日から貸借期間が開始される利用権設定です。

資料は2種類あります。17-1ページ、議案第82号資料①は総括表です。17-2ページから17-4ページ、議案第82号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、17-1ページ、議案第82号資料①の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

貸借始期はいずれも令和8年2月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、42筆、3万8,120.48m<sup>2</sup>の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

石川委員。

石川委員：借受人にオイスカというのがあったんですけど、これはオイスカが何をやるんでしょうか。

議長：事務局お願いします。

事務局：このオイスカは水稻です。外国人研修生の実習としてやられるのではないかと思います。

議長：石川委員。

石川委員：育成労とは違うのですか。

事務局：育成労制度はまだ始まっていません。

議長：石川委員。

石川委員：その準備かと思ったのですが、そうではないですか。

事務局：以前から行っているものと同一だと思われます。

石川委員：ありがとうございました。

議長：他にご質問並びにご意見ござりますでしょうか。

(会場声なし)

議長：なれば、採決といたします。

議案第82号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いしま

す。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第82号は「承認決定」されました。

議長：令和7年議案第83号「地域計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農地企画課：令和7年議案第83号「地域計画の変更について」。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

資料として、事前に変更が必要になった市内14地区の地域計画本文と目標地図を合わせた地域計画変更案のデータを情報提供させていただいております。

10月17日に地域計画の変更が公告された以降に、農振除外や農地転用に伴う区域の除外及び利用権設定・解除等による農業を担う者が変更された内容を反映したものということでご理解いただければと思います。

今回は、この計画本文及び目標地図を合わせた地域計画の変更案が将来の地域農業に支障がないかという視点で意見聴取を行わせていただくものです。

なお、今回のスケジュールですが、全ての関係機関への意見聴取が終わった後に、地域計画の変更案の公告を行い2週間の縦覧に供します。

その後、変更した地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

議長：農政企画課の説明をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第83号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第83号は意見なしとして答申します。

報告案件について、事務局よりお願いします。

事務局：では、議案書19ページ、19の1及び19の2ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、「農地所有者による非農地確認願」の申請に基づき、

事務局で現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書20ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

119番、桝塚西町の案件から、29ページを御覧ください。

156番、平井町までの38件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、すでに事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、報告、「農地法第4条第1項、ただし書きにおける適用除外の確認について」、10番、手呂町の案件と、11番、北一色町の案件の2件について、2アール未満の農業用倉庫につき、すでに事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書31ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。33番、花園町の分譲宅地の案件から、39番、花園町の資材置場の案件までの7件について、市街地内農地の転用につき、すでに事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、議案書33ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。158番、大林町の自己用住宅の案件から、37ページを御覧ください。

175番、寺部町の建売住宅の案件までの18件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、すでに事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時28分)